

中华人民共和国卫生部和日本国厚生劳动省 卫生和医学科学合作备忘录

中华人民共和国卫生部和日本国厚生劳动省（以下简称“双方”）经过友好协商，就发展两国在卫生保健、医学科学领域的合作，达成协议如下；

一

双方在平等互利的基础上和各自国家法律法规允许的范围内，根据可能的条件，促进和扩大官方机构间在卫生和医学科学方面的交往与合作。

双方鼓励两国医疗卫生机构、学术团体等非政府组织和机构开展上述方面的合作。

二

为实现这一合作，双方将促进：

- 一、互换卫生和医学科学方面的信息；
- 二、相互邀请专家参加在对方召开的专业会议；
- 三、两国卫生机构之间的直接交流和合作。

三

双方鼓励优先在以下领域开展合作：

- 人禽流感和流感大流行；

2007年4月8日，中日韩三国卫生部长签署了《中日韩共同应对流感大流行的备忘录》。将防控人禽流感和流感大流行作为共同合作领域。中日双方将继续推动该领域合作。

- 艾滋病；

中日共同开展艾滋病流行的动向分析、分子流行学、病毒学等相关合作研究，并促进中国、日本及亚洲地区专家的研究交流。

- 癌症；

进行中日间癌症统计结果的相互比较、分析，开展癌症成因的流行病学、癌症早期发现等研究，并促进两国专家交流。

- 传统医药；

注重传统医药对维护国民健康的重要性，双方将加强政府间传统医药政策法规等领域信息交流，鼓励两国专家开展学术交流。

- 人力资源开发；

促进中日双方医疗卫生人员交流与培养。

- 双方感兴趣的其他领域；

双方根据优先顺序，通过协商确定。

四

根据合作的进度，双方设立工作组，研究和制定工作计划。指定总负责人和联系人及各领域的负责人。工作计划中应包含双方具

体合作项目及财务规定。工作组至少每两年举行一次会议。

五

本备忘录自签字之日起开始，合作期限为 5 年。如任何一方在备忘录期满前 6 个月前未以书面形式通知另一方终止备忘录下的合作，则本备忘录合作期限将自动延长 5 年，并以此法顺延。

本备忘录于二〇〇八年十一月二日在北京签订，一式两份，每份均用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

中华人民共和国
卫生部代表

陈竺

日本国
厚生劳动省代表

舛添要一

日本国厚生労働省と中華人民共和国衛生部と 衛生及び医学科学に関する協力覚書

日本国厚生労働省と中華人民共和国衛生部（以下「双方」と略す。）は、両国の衛生保健、医学科学分野における協力の発展について、友好的な協議を通じて、以下の諸点について一致した。

一.

双方は、平等互恵の基礎のもと、各自の国家の法律法規の許す範囲内で、可能な条件に基づき、公的機関間の衛生及び医学科学分野における交流と協力を促進、拡大する。

また、双方は、両国の医療衛生機関、学術団体等の非政府組織及び機構が上述分野における協力を展開することを支持する。

二.

この協力を実現するため、双方は以下を促進する。

1. 衛生及び医学科学分野における情報交換
2. 相互に専門家を相手側で開催する専門会議に参加するよう招聘する
3. 両国衛生機関間の直接の交流及び協力

三.

双方は以下の領域の協力展開を優先して奨励する。

— 新型インフルエンザ

2007年4月8日、日中韓三国保健大臣が「日中韓新型インフルエンザへの共同対応に関する覚書」に署名し、新型インフルエ

ンザの対策を共同活動分野に位置づけた。日中双方は、引き続きこの分野における協力を推進する。

— エイズ

エイズ流行の動向分析、分子疫学、ウイルス学等に関する日中共同研究を展開するとともに、中国、日本及びアジア地域の専門家の研究交流を促進する。

— がん

日中間におけるがん統計結果の相互比較・分析を行い、がんの要因探索のための疫学研究、がんの早期発見等の研究を展開し、両国の専門家の交流を促進する。

— 伝統医療

双方は、国民のヘルスケアにおける伝統医療の重要性を認識し、政府間の伝統医療政策・法規等の分野における情報交流を強化し、両国専門家の学術交流を奨励する。

— 人的資源開発

日中双方の医療・衛生関係者の交流と育成を促進する。

— 双方が関心を持つその他の領域

双方は、互いの優先順位に基づき、協議を通じて確定することとする。

四.

協力の進行度に応じ、双方が作業チームを設け、活動計画の研究及び制定を行う。全体を統括するリーダー、コンタクトパーソン及び各分野の担当者を定める。活動計画には、双方の具体的な協力項目及び財務規定を含む。設置された作業チームは少なくとも2年ごとに一度の会議を行う。

五.

本覚書の下での協力は、署名の日から開始され、協力期間は5年とする。いずれか一方が当該協力期間の満了6か月前までに書面の形式で本覚書の下での協力を終了させる意思を通知しない限り、協力期間は自動的に5年間延長され、以後この方法で延長される。

本覚書は、2008年11月2日に北京で署名される。一式は2通から成り、それぞれ日本語及び中国語で作成する。

日本国厚生労働省代表

中華人民共和国衛生部代表

舛添要一

陳竺